

大規模小売店舗立地法手続の解説

平成22年4月 改訂

岡山県産業労働部経営支援課

目 次

○ はじめに	1
○ 立地法の概要	1
1 立地法における用語の意義	1
2 店舗の面積の範囲	2
3 新設、変更の届出事項	5
4 届出を要しない変更	5
5 開店等の制限	5
6 説明会の開催	6
7 指 針	7
8 届出書の作成	7
9 出店計画準備書	8
10 届出書類の作成部数	8
○ 立地法の基本的な手続の流れ	9
○ 届出書・添付書類等の作成	10
○ 変更の届出に必要な添付書類等	11

はじめに

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日公布、平成12年6月1日施行。以下「**立地法**」又は「**法**」といいます。）は、大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等の周辺生活環境への影響を緩和し、大規模小売店舗と地域社会との調和を図る制度として、建物設置者が、大規模小売店舗を設置しようとする場合に配慮すべき事項を定めたものです。

立地法が対象とするものは、店舗面積が1,000平方メートルを超える大規模小売店舗です。また、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「**旧法**」といいます。）で大規模小売店舗となっているもので、店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの（以下「**既存店**」といいます。）は、平成12年6月1日以降立地法の届出事項として定められた事項について、変更の届出をすることによって立地法の適用対象店舗となります。

なお、岡山県では立地法の運用を円滑に行うため、大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（以下「**要綱**」といいます。）及び**出店計画準備書**の様式を定めています。立地法に基づく届出を行う際には、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「**指針**」といいます。）とともに、これらを参照しながら手続をしてください。

立地法の概要

1 立地法における用語の意義

(1) 小売業

標準産業分類に定める小売業をいい、飲食業を除き、物品加工修理業（洋服のイメージオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含む。

(2) 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。営利目的を持って行うか否かを問わない。したがって、旧法で届出不要であった農協の店舗や生協の店舗も立地法では届出の対象となる。

(3) 小売業を行うための店舗

その場所に客を来集させて小売業を行うための用に供される建物（土地に定着する工作物又は地下もしくは高架の工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。）をいう。

(4) 店舗面積

小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいい、店舗面積に含まれる範囲及び含まれない範囲については、「2 店舗面積の範囲について」に記載してあるとおり。

(5) 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部を壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

(6) 大規模小売店舗

一の建物であってその建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいう。

(7) 一の建物

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設部分によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）とし、「公共の用に供され」とは、
 - 買物客以外の通行人が相当数を占め
 - 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物とその付属建物をあわせたもの
- ④ 地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。
 - ア 地上の建物の下にある地下部分は一体として扱う。
 - イ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方針等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。
- ⑤ 付属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わない。

(8) 大規模小売店舗の設置

新しい建物を建設して店舗面積が1,000平方メートルを超える場合又は既存の建物を増築してその店舗面積が1,000平方メートルを超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000平方メートルを超える場合をいう。

(9) 届出者

新設又は変更の届出をする者は、建物の所有者である。

2 店舗面積の範囲

(1) 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
① 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間通路を含む。）は売場とみなす。
② ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。
③ ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
④ サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。

部 分 名	定 義
⑤ 物品加工修理場のうち顧客から引受(引渡を含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

(2) 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
① 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
② エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
③ エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
④ 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
⑤ 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑥ 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑦ 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。

部 分 名	定 義
⑧ 便 所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
⑨ 外 商 事 務 室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑩ 事 務 室 ・ 荷 扱 い 室	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑪ 食 堂	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
⑫ 塔 屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑬ 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑭ はね出し下 軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注)

① 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

② 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、立地法の運用においては、屋上の突き出し部分が建築基準面積の8分の1を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

3 新設、変更の届出事項（法第5条第1項ほか）

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
- (4) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客者の自動車の駐車できる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 届出を要しない変更（法第6条第2項ただし書）

- (1) 当該変更が一時的なもの
- (2) 店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- (3) 県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合における当該大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- (4) 店舗面積の合計を減少させるもの（1,000平方メートル以下となる場合は、廃止届の提出が必要です。）
- (5) 増床する店舗面積が、増床後の店舗面積の合計の10%又は1,000平方メートルのいずれか小さい面積の増加
- (6) 駐車場または駐輪場の収容台数を増加させるもの
- (7) 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- (8) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- (9) 開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
ただし、上記にかかわらず、既存店が平成12年6月1日以降立地法に基づいて最初に行う変更（法附則第5条第1項）は届出が必要です。

5 開店等の制限

次のとおり営業制限がありますので、届出はその期間を加味して行ってください。

(1) 届出前の変更制限

施設の運営方法に関する次の事項の変更（法第6条第2項及び附則第5条第1項）は、変更前に届け出ることが必要です。あらかじめ届け出れば直ちに変更できますが、できるだけ余裕を持って事前に協議を行うようにしてください。

- ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（前記4-(9)に該当するものを除く。）
- イ 来客者の自動車の駐車できる時間帯
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(2) 8月制限

次の届出については、届出後8月間は新設又は変更による営業はできません。ただし、県が意見を有しない旨の通知をした場合はこの限りではありません。(法第5条第4項、第6条第4項、第8条第5項)

- ① 店舗の新設(既存建物の変更による設置を含む。)の届出(法第5条第1項)
- ② 届出事項変更の届出(法第6条第2項)

ア 店舗の新設をする日の繰上げ(前記4-(3)に該当するものを除く。)

イ 店舗面積の合計の増加(前記4-(5)に該当するものを除く。)

ウ 駐車場の位置の変更及び収容台数の減少

エ 駐輪場の位置の変更及び収容台数の減少

オ 荷さばき施設の位置の変更及び面積の減少

カ 廃棄物等の保管場所の位置の変更及び容量減少

※ ただし、施設(ウ～カ)の位置の変更で、周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと県が認めたものは、認めた日以降変更して営業できます。

(法第6条第4項ただし書)

- ③ 既存店が平成12年6月1日以降立地法に基づいて最初に行う店舗面積の合計の変更届出及び施設の配置に関する事項の変更届出(法附則第5条第1項)

※ ただし、一時的な変更、施設の位置の変更又は店舗面積の合計を減少させる変更で、周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと県が認めたものは、認めた日以降変更して営業できます。(法第6条第4項ただし書)

(3) 2月制限

届出者が県の意見をもとに届出事項の変更の届出をしたとき又は変更しない通知をしたときは、当該届出(通知)後2月間は営業できません。(法第8条第9項)

6 説明会の開催

(1) 開催の届出

- ① 法第7条第2項の規定による説明会開催の公告をしようとするときは、あらかじめ公告方法、開催日時、内容等を県に届け出てください。
- ② 公告による周知範囲は、当該届出に係る大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの区域又は関係市町村長との協議による区域とします。
- ③ 公告は、日刊紙3紙以上への掲載又は日刊紙3紙以上への折込みチラシにより説明会の1～2週間前までに行ってください。なお、できる限り別途関係町内会等に開催の案内を行うことが望まれます。

(2) 開催の時期等

- ① 説明会は、当該届出後2月以内に開催する必要があります。
- ② 1回を原則として開催していただきますが、出席者が相当数あると見込まれる場合又は特に複数回の開催が必要と考えられる場合は、店舗の所在市町村との協議により、2回又は3回開催していただきます。
- ③ 説明会は、店舗が立地する地域の施設を使用し、開始時刻は午後6時半～7時頃(平日の場合)を目安に行ってください。

(3) 掲示による説明会

開店時刻が午前8時以降で閉店時刻が午後10時以前である営業時間の変更に伴う説明会は、店舗敷地内への変更事項の掲示に代えることができます。ただし、その変更が周辺

環境に著しい影響を及ぼすと認められるときは、通常の方法で開催していただきます。

(4) **説明会を開催できない場合の周知**

説明会が天災等により開催できなかった場合は、その理由、開催に替わる周知方法等を報告してください。

7 指 針

大規模小売店舗の設置等については、周辺地域の生活環境の保持を図る観点から指針が定められており、届出にあたってはこの指針に定められた事項を踏まえ、施設の配置、運営方法を決めていただくことになります。

なお、指針に算式が定められている場合は、原則として算式に基づいて届出を行っていただきますが、それ以外の方法で算出される場合は、内容が十分に把握できるデータ等を添付していただく必要があります。

また、適正な届出書類の作成のため、指針のそれぞれの事項については、関係機関と事前に十分な調整を行うことが望まれます。

8 届出書の作成

届出書等の作成は、次のとおり、大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」といいます。）又は要綱に定められた様式に従い、出店計画準備書を例に記載をお願いします。

届出書は全てA4です。また、添付書類等についてもできる限りA4の両面使用（図面については片面でA3の折りたたみも可）とします。なお、押印は不要です。

(1) **規則様式第1（大規模小売店舗の新設の場合）**

店舗の新設の届出書です。（増床によって1,000平方メートルを超えるものを含む。）

届出は、店舗新設予定日の8月前までに行ってください。添付書類等については、出店計画準備書を参照して下さい。

(2) **規則様式第2（法第6条第1項に係る届出事項に変更がある場合）**

この様式は、店舗の名称・所在地、店舗設置者及び小売業者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名の変更の届出書です。

小売業者の変更（出退店）が複数ある場合は、変動の状況が明らかとなるよう別紙に記入してください。

届出は、変更後速やかに行ってください。

(3) **規則様式第3（法第6条第2項に係る届出事項に変更がある場合）**

この様式は、(2)の変更以外の変更の届出書です。

変更する事項が複数あり、1ページに記入できない場合は、別紙に記入してください。

届出は、施設の運営方法に関する変更の届出以外は、変更予定日の8月前までに行ってください。添付書類については、ケースによって異なりますので事前に相談してください。

(4) **規則様式第8（既存店が最初に行う届出）**

この様式は、既存店（旧法で大規模小売店舗となっているもののうち、1,000平方メートルを超える店舗）について、立地法に基づく届出事項に最初の変更がある場合に届け出いただくものです。

(5) **規則様式第4（大規模小売店舗を廃止する場合）**

この様式は、店舗面積が1,000平方メートル以下となる場合に届け出いただくもので、店舗を閉鎖する場合だけではありません。

なお、店舗内の小売業者の営業廃止等による退店は、規則様式第2となります。

(6) 要綱様式第4（説明会開催の届出）

この様式は、説明会開催にあたって、公告方法、日時、場所等について事前に届け出ていただくものです。公告に使用するチラシの案等を添付してください。

(7) 要綱様式第4の2

この様式は、掲示による説明会（規則第11条第2項に規定する説明会）を行う場合に届け出ていただくものです。店舗敷地内に掲示予定の書面、掲示場所を示す図面等を添付してください。

(8) 要綱様式第5（説明会終了報告）

この様式は、説明会の開催状況を把握するために報告していただくものです。説明会での配布資料等を添付してください。

説明会を複数回開催したときは、それぞれ報告してください。

(9) 要綱様式第6

この様式は、説明会が開催できないため、説明会の開催に代えて概要を周知した場合に報告していただくものです。周知の内容については、使用したチラシ等を添付してください。

(10) 規則様式第5、要綱様式第13、規則様式第6

この3様式は、岡山県が意見を述べた事項又は勧告した事項について、意見に沿った変更又は勧告にかかわる変更等を行う場合に届け出ていただくものです。

添付書類は、規則様式第1と同じです。

(11) 規則様式第7

この様式は、大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割により届出者（建物所有者）の地位の承継があったときに届出をしていただくものです。

添付書類は、譲渡、相続、合併又は分割を証する書類とします。

9 出店計画準備書

大規模小売店舗の設置又は変更にあたっては、開発行為、建築確認、交通・騒音の予測、廃棄物等事前の手续が多岐にわたるため、届出後に調整を始めると設計変更等が発生するおそれがあります。このため、事前に出店計画準備書等により市町村や警察等の関係機関と調整を行うよう努めてください。

10 地域貢献実施状況表

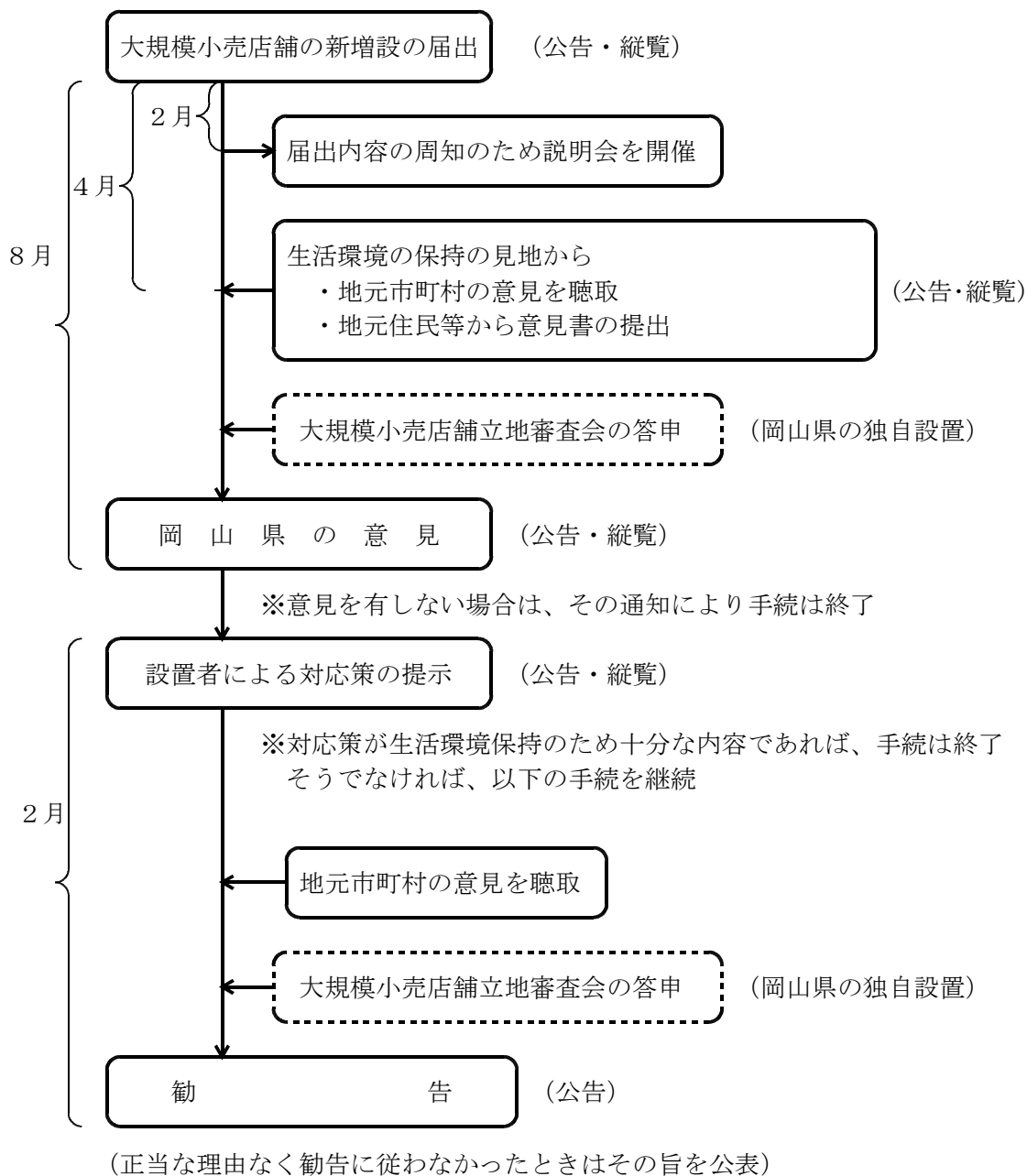
新設（法第5条第1項）及び変更（法第6条第2項及び法附則第5条第1項）の届出をしていただく際には、「地域貢献実施状況表」の提出をお願いします。

地域貢献の具体的事例につきましては、「大規模小売店舗の地域貢献推進の手引」を参考にしてください。

11 届出書類の作成部数

	様式	作成部数
規則様式	第1、第3、第5、第6、第8	正1部+副12部
	第2	正1部+副2部
	第4、第7	正1部+副1部
要綱様式	第4、第4の2、第5、第6	
	第8、第9、第18	正1部
	第13（添付書類等の変更がある場合）	正1部+副12部

立地法の基本的な手続の流れ



※ 次の期間中は大規模小売店舗の事業活動は開始できない。

- ① 設置者の届出内容について、8月以内に県が意見を提示（又は意見を有しない旨を通知）するまで
- ② その意見を踏まえた対応策を設置者が提示してから、2月以内に県が勸告を行うまで

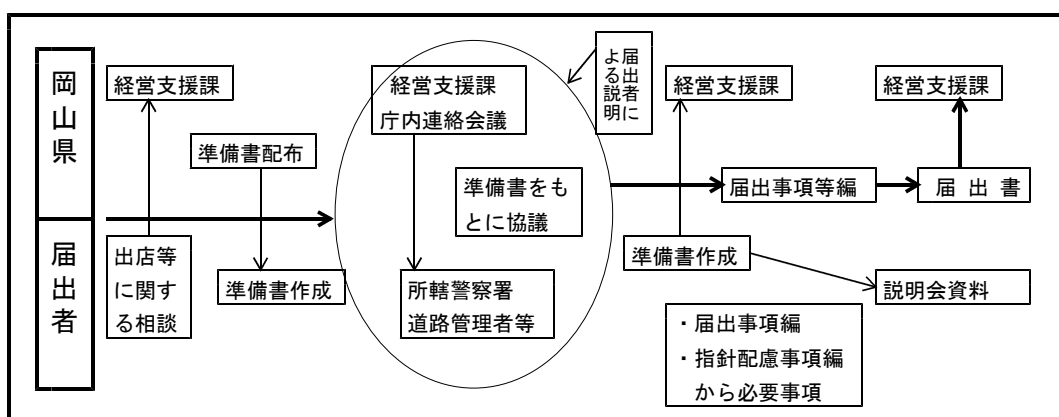
届出書・添付書類等の作成

<出店計画準備書の作成>

- ・ 岡山県は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項による届出をしようとする者（届出者）に対して、事前に「出店計画準備書」を作成し、提出するよう求めるものとします。
- ・ 出店計画準備書は、第1分冊（届出事項・添付書類編）と第2分冊（指針配慮事項等編）の2分冊となっています。
- ・ 第1分冊（届出事項・添付書類編）は、法第5条第1項及び第2項並びに規則第3条及び第4条に規定する届出事項及び添付書類の記載例です。
- ・ 第2分冊（指針配慮事項編）は、指針の流れに沿って配慮事項を列挙したものです。
- ・ 説明会資料については、作成した第1分冊（届出事項・添付書類編）を中心に第2分冊（指針配慮事項等編）の中から必要項目を加えて作成してください。

<出店計画準備書の位置づけ>

- ・ 出店計画準備書は、法に基づく届出を円滑に行うためのものです。
- ・ 出店計画準備書を提出していただいた場合、法に基づく届出までの流れは概ね次のようになります。
- ・ 関係法令に基づく申請・届出についても、適切に行ってください。



<出店計画準備書記載要領>

- 記載にあたって
 - ・ 用紙はA4サイズで、できるだけ両面使用（図面については片面でA3の折りたたみも可）としてください。
 - ・ 出店準備書の記載要領は、新規出店案件用に記述していますが、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、或いは既存店の届出を行おうとする場合は、その内容に合わせて、また現状との比較ができるように記載してください。
- 頭紙について
 - ・ 「出店（変更）計画準備書」と記し、店舗名、設置者名及び提出年月日を明記してください。
- 添付する図面について
 - ・ 「配置図」等の図面については、第1分冊及び第2分冊の後ろに「添付図面」としてまとめて記載してあります。場合によっては、第1分冊の図面と第2分冊の図面を1枚にまとめて作成することも可能です。

変更の届出に必要な添付書類等

変更の届出に必要な標準的な添付書類等を示しています。

法附則第5条第1項の変更届出の場合は、基本的に新設の場合と同様にすべての書類が必要です。

その他の変更届出の場合には、変更のない部分については原則として不要ですが、変更がないことを確認するため必要な場合もあり、個々のケースによって異なりますので、作成する前に県（経営支援課）に協議してください。

法第6条第1項の届出（店舗設置者及び小売業者の名称及び住所等の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	店舗設置者に係る変更の場合必要
②主として販売する物品の種類	●	小売業者の変更の場合必要
③建物の位置図（建物配置図）	▲	小売業者ごとの営業時間が異なる場合で、小売業者の入れ替わりがある場合などに必要
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	▲	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面		
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠		
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠		
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第1項の届出（店舗設置者及び小売業者の名称及び住所等の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力		
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)		
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他			

法第6条第2項の届出（店舗面積の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類	▲	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	

法第6条第2項の届出（店舗面積の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①関係法令等調整状況 ②地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（配置に関する事項①駐車場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） ----- その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	▲	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（配置に関する事項①駐車場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	①
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	①
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、⑤
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	①駐車場施設の賃貸借又は特約使用に関する書類 ②地域貢献実施状況表	●	①は該当する場合のみ

法第6条第2項の届出（配置に関する事項②駐輪場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） ----- その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	-----
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面		
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠		
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠		
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（配置に関する事項②駐輪場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力		
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)		
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（配置に関する事項③荷さばき施設の位置及び面積の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） ----- その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	-----
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	▲	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（配置に関する事項③荷さばき施設の位置及び面積の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	①
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、②
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（配置に関する事項④廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添付書類	要否	備考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） ----- その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	▲	廃棄物を保管するために、騒音源となる設備を設置する場合必要
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	

法第6条第2項の届出（配置に関する事項④廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	②
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、④、⑥
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（運営に関する事項①小売業者の開閉店時刻の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）		
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	▲	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（運営に関する事項①小売業者の開閉店時刻の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	▲	③、④
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、③、④
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	▲	④
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（運営に関する事項②駐車場の利用時間帯の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）		
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（運営に関する事項②駐車場の利用時間帯の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	▲	②
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	▲	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	▲	①、③、④
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、⑤
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	▲	④
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（運営に関する事項③駐車場の出入口の数及び位置の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） ----- その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	▲	変更によって騒音レベル高まると判断される騒音予測地点(住居等)がある場合は必要
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	▲	同上
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（運営に関する事項③駐車場の出入口の数及び位置の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数		
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	①
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	▲	①、⑤
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	地域貢献実施状況表	●	

法第6条第2項の届出（運営に関する事項④荷さばき施設での荷さばき時間の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し		
②主として販売する物品の種類		
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）		
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項		
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		

法第6条第2項の届出（運営に関する事項④荷さばき施設での荷さばき時間の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模		
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等		
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制		
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)		
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力		
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	①、②
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画		
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画		
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策		
その他	地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（店舗面積の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添付書類	要否	備考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	

法附則第5条第1項の届出（店舗面積の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③関係法令等調整状況 ④地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項①駐車場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添付書類	要否	備考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	(指針値と現状との比較)

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項①駐車場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③駐車場施設の賃貸借又は特約使用に関する書類 ④地域貢献実施状況表	●	③は該当する場合のみ

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項②駐輪場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項②駐輪場の位置及び収容台数の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項③荷さばき施設の位置及び面積の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項③荷さばき施設の位置及び面積の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項④廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	

法附則第5条第1項の届出（配置に関する事項④廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項①小売業者の開閉店時刻の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	(指針値と現状との比較)
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	(指針値と現状との比較)

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項①小売業者の開閉店時刻の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項②駐車場の利用時間帯の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	(指針値と現状との比較)
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	(指針値と現状との比較)

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項②駐車場の利用時間帯の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項③駐車場の出入口の数及び位置の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添 付 書 類	要否	備 考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	●	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項③駐車場の出入口の数及び位置の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項④荷さばき施設での荷さばき時間の変更の場合）

規則第4条に基づく添付書類

添付書類	要否	備考
①法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	●	
②主として販売する物品の種類	●	
③建物の位置図（建物配置図）	●	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	●	
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	▲	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	●	
⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	●	
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	●	
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	●	
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	●	
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	●	
⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	●	（指針値と現状との比較）

法附則第5条第1項の届出（運営に関する事項④荷さばき施設での荷さばき時間の変更の場合）

規則第4条以外に求める書類

項 目	必 要 書 類	要 否	備 考
店舗施設計画の概要	①敷地面積及び土地の所有形態 ②建物の構造及び規模	●	
駐車場の計画	①駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況 ②交通への支障を回避するための方策等	●	
駐輪場の計画	①駐輪場の構造、収容台数及び面積、②必要な駐輪台数の予測結果とその評価、③駐輪場の案内及び管理体制	●	
荷さばき施設の計画	①荷さばき施設の面積・構造 ②搬出入車両の出入口の数	●	
経路の設定	①設置者が行う交通対策等の予定 (②関係機関での事前協議等の指摘事項とその対策)	●	
その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画 ②廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 ③防災計画への協力、④防犯対策への協力	●	
騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の構造、②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要、③BGM等の営業宣伝活動の予定 ④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音対策等、⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要 ⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要、(⑦騒音規制法による「特定工場等」に該当する場合の騒音予測)	●	
廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物保管施設の計画 ②リサイクル品保管施設の計画	●	
廃棄物等の運搬・処理計画	①廃棄物等の運搬方法、②廃棄物等の敷地内処理、③廃棄物等の減量・リサイクル計画、④小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法、⑤食品加工場等計画	●	
街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項 ②敷地内の緑化計画、③景観への配慮 ④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	●	
その他	①土地の代表地番（店舗の最大部分を占める土地の地番）の登記事項証明書 ②建物の登記事項証明書 ③地域貢献実施状況表	●	